

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 16 日 (金) 第 226 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定の取消し (保健医療福祉課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- くろまぐろ(小型魚)の採捕の停止 (水産振興課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (港湾空港課取扱い) 4

公 告

- 令和 3 年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 6

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 の 行 政 組 織 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (総務福利課取扱い) 7

人 事 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 職 員 の 定 年 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (総務課取扱い) 7
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 7

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表(2件) (監査委員事務局取扱い) 8

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 支 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 10

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 11

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 817 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町清水字蔵堀652番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第818号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 の 名 称	所 在 地
池田病院	鹿児島市西田一丁目4番1号

鹿児島県告示第819号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
池田病院	鹿児島市西田三丁目10番20号

2 認定の有効期限

令和 6 年 3 月 21 日

鹿児島県告示第820号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904番地3	有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904番地3	川口 均	令和3年6月30日	訪問看護
久保内科デイサービスセンター	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	医療法人めぐみ会	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	久保 洋文	令和3年8月1日	通所介護

鹿児島県告示第821号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人介護移送きりしま	始良市平松5913番地5	特定非営利活動法人介護移送きりしま	始良市平松5913番地5	谷元 真一	令和3年5月1日	訪問介護
ヘルパーステーションのどか	始良市西餅田3330番地6	株式会社のどか・和	始良市脇元688番地4	秋丸 和子	令和3年5月1日	訪問介護
訪問看護ステーションれいめい	霧島市国分剣之宇都町198番地1	株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町198番地	新原 誠	令和3年5月10日	訪問看護
訪問看護ステーション集	霧島市国分姫城2893番地1	社会福祉法人政典会	霧島市国分重久269番地3	鎌田 善政	令和3年6月20日	訪問看護
訪問看護ステーション養花天	肝属郡錦江町馬場1187-1	株式会社宝樹	肝属郡錦江町馬場1187-1	川口 初美	令和3年7月1日	訪問看護

鹿 児 島 県 告 示 第 822 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年7月16日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904番地3	有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904番地3	川口 均	令和3年6月30日	介護予防 訪問看護

鹿 児 島 県 告 示 第 823 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和3年7月16日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションれいめい	霧島市国分剣之宇都町198番地1	株式会社黎明	霧島市国分剣之宇都町198番地	新原 誠	令和3年5月10日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション集	霧島市国分姫城2893番地1	社会福祉法人政典会	霧島市国分重久269番地3	鎌田 善政	令和3年6月20日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステーション養花天	肝属郡錦江町馬場1187-1	株式会社宝樹	肝属郡錦江町馬場1187-1	川口 初美	令和3年7月1日	介護予防 訪問看護

鹿 児 島 県 告 示 第 824 号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により定めた鹿児島県資源管理方針別紙1-3に規定する鹿児島県定置漁業（上半期）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、鹿児島県定置漁業（上半期）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、法第33条第2項第1号に掲げる場合に該当す

ると認める。

なお、鹿児島県定置漁業（上半期）においてくろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和3年7月17日から同年9月30日までの間とする。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第825号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 令和3年7月1日から同年9月10日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

鹿児島県告示第826号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年7月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	226号	南さつま市坊津町泊字小泊164番1地先から163番地先まで	前	10.4～23.0	15.0
			後	16.2～23.0	15.0

鹿児島県告示第827号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和3年7月16日

指宿港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和3年7月7日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
指宿市
指宿市十町2424番地
指宿市長 豊留悦男
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
指宿市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点のうち、⑤の地点から86度17分54秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L.+3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑤の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区

域

⑤の地点 国土地理院指宿港四等三角点（北緯31度14分27秒3952，東経130度39分05秒6392）から211度40分42秒384.80メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から173度33分38秒152.86メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から260度01分19秒29.14メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から351度19分52秒153.48メートルの地点

(3) 面積

4,640.73平方メートル

4 埋立地の用途

緑地

5 埋立免許年月日及び番号

平成30年11月20日

指令港空第255号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

指宿市

公 告

令和3年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により，令和3年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 令和3年11月14日（日）午前10時20分から

イ 場所 サンエールかごしま（鹿児島市荒田一丁目4番1号）

(2) 実地試験

ア 期日 令和3年11月14日（日）午後1時から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館（鹿児島市高麗町27番22号）

2 試験の科目

(1) 学科試験

ア 衛生法規に関する知識

イ 公衆衛生に関する知識

ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

洗濯物の処理に関する技能（繊維選別，薬品鑑別及び仕上げ）

3 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

(2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者，旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手数料

7,200円

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 受験資格を有することを証明する書類

エ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。

(2) 提出書類等の提出先

ア 県内に居住する者

受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）

イ 県外に居住する者

鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

(3) 受験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。

なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

6 提出書類等の受付期間

令和3年9月1日（水）から同月30日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和3年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼った返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。

8 合格者の発表

合格者に対し、郵便により通知して行う。

9 その他

(1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。

(2) 書類提出上の注意

ア 住所は、詳細に記入すること。

イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便（現金を同封する場合にあつては、現金書留郵便）によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

充電保管庫（キャビネット） 331台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和3年6月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店
鹿児島市金生町4番10号
- 5 落札金額
22,660,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年4月23日

教育委員会規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月16日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第9号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第8号中「高校教育課の所掌に属するものを除く」を「義務教育課の所管する学校に係るものに限る」に改め、同項第15号中「鹿児島県いじめ調査委員会」を「鹿児島県いじめ防止等対策委員会」に改め、「こと」の次に「（義務教育課の所管する学校に係るものに限る。）」を加える。

第30条第1項第8号中「義務教育課の所掌に属するものを除く」を「高校教育課の所管する学校に係るものに限る」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 鹿児島県いじめ防止等対策委員会に関する事（高校教育課の所管する学校に係るものに限る。）。

第49条第8号中「鹿児島県いじめ調査委員会」を「鹿児島県いじめ防止等対策委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月16日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第15号

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則（昭和60年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和3年7月16日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第16号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「回」を削り、「3年」を「5年」に改める。

別記第2号様式中「回」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第9号

令和3年3月26日付け監査第187号の監査結果に基づき、令和3年6月7日付け財第27号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月16日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大 菌 豊
同	瀬戸口三郎
同	遠嶋春日児

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
かごしま県民交流センター	令和元年度と同様、需用費等の支出負担行為が遅延しているものが散見される。（4か月以上1件、2か月以上1件 ほか）	1 再発防止の対策 (1) 定期監査の結果について職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 (2) 職員間で契約相手方からの関係書類の提出状況や支出負担行為の起票状況の確認を行うなど、事務処理の管理を徹底することとした。 (3) 委託料の契約一覧を作成し、上司による職員の事務処理状況の把握を徹底することとした。
歴史・美術センター黎明館（歴史資料センター黎明館）	令和元年度と同様、需用費の支出負担行為が遅延しているものがある。（3か月以上1件、1か月以上1件）	1 再発防止の対策 (1) 職員監査後、職員会議等において注意事項の内容について周知を行うとともに、適正な執行に努めるよう注意喚起を行った。 (2) 学芸課、調査史料室及び契約の相手方と連絡調整を密に行うとともに、複数の職員で予算の執行状況や業務の進捗状況を確認するなど、事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。
県立短期大学	現金収納したコピー料金の取扱いが適正でなく、金融機関	1 再発防止の対策 (1) 今後は、資料複写料収納日に図書館職員が速やかに現金を金庫に保管するとともに、

	への払込みが遅延しているものがある。	現金証券出納簿に記録し、出納員の確認を経た上で、金融機関に払い込むこととした。 また、収納日に払い込むことが困難な場合は、翌日に払い込むこととした。 (2) 資料複写を担当した図書館職員は、その情報を図書館内に周知し、現金を金庫に保管するとともに、複写料収納担当に現金証券出納簿への記録及び出納員への確認、払込みを依頼することとした。また、最終退庁者は文献複写申込書を確認し、閉館までに現金収納があった場合は、現金を金庫にて保管し、文献複写申込書を副館長の机に置くことで情報を引き継ぎ、翌日は、複写料収納担当が速やかに現金証券出納簿に記録し、出納員の確認を経た上で、金融機関へ払い込むこととした。
若駒学園	平成30年度に支払うべき非常勤職員報酬を、令和元年度に支払っているものがある。 (1件 13,570円)	1 再発防止の対策 指導課と総務課の連携強化を図り、以下のとおり支払遅延の防止に努めた。 (1) 年度初めに検診担当から会計担当へ「検診の年間スケジュール」を提出することとした。 (2) 検診担当は実施起案の決裁後、書類一式の写しを会計担当に提出するとともに、検診実施直後に会計担当に実施報告を行い、会計担当は、実施報告をもって遅滞なく支払処理を行うこととした。
鹿屋食肉衛生検査所	赴任旅費の支払が遅延しているものがある。(6か月以上1件)	1 再発防止の対策 (1) 年度初めに異動対象者に対して、赴任旅費の手続きを早めに行うよう注意喚起した。 (2) 4月中に、手続未了がないか最終チェックを行った。
農業開発総合センター	大雨により被災した公有財産の事故報告がなされていない。 (1件)	1 再発防止の対策 (1) 令和2年10月6日に、公有財産事故報告書を送付した。 (2) 災害の発生時は、速やかに事故報告を行う。 (3) 再発防止に向けて部内での研修を行った。
農業開発総合センター茶業部	委託料等の支出負担行為が遅延しているものが散見される。 (8か月以上1件、6か月以上2件、4か月以上1件、3か月以上1件 ほか)	1 再発防止の対策 (1) 再発防止にむけて所内会議等で注意を喚起した。 (2) 支出負担行為を行うものについて、事務手続を行う管理部への依頼が遅れないよう職員に周知徹底を図った。
曾於家畜保健衛生所	交通事故により、公用車等に損害が発生している。 (1件 県負担額457,592円)	1 再発防止の対策 (1) 所属長から毎月の定例会にて、公用車運転を行う際や、自家用車の通勤者に対して適宜「慎重な運転」「時間に余裕を持った出勤、出張」「思いやり運転」に心がける

	<p>等の、交通事故防止の訓示を行っている。</p> <p>(2) 日々出張前の職員に、交通安全の声かけを行っている。</p> <p>(3) 公用車の鍵保管場所等の目立つところに、「交通安全10項目の習慣」の標語を掲示し注意喚起している。</p> <p>(4) 令和2年2月5日に、志布志警察署に依頼し、交通安全講習会を当所で開催した。</p>
--	--

監査委員公表第10号

令和3年3月26日付け監査第188号の監査結果に基づき、令和3年5月19日付け鹿教総第77号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月16日

鹿児島県監査委員	地頭所 恵
同	大菌 豊
同	瀬戸口 三郎
同	遠嶋 春日児

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
青少年研修センター	業務委託の履行確認について、年度を超えて行っているものがある。（1件）	長期継続契約の履行確認の考え方について、総務課内で改めて確認を行い、共通理解を図るとともに、これまで活用していた確認表に履行確認項目を設け、相互チェック体制の改善を行った。 また、自主検査の際にも改めて確認を行うよう、職員に対し周知・徹底を図った。
蒲生高等学校	高等学校授業料の調定が遅延しているものがある。（3か月以上1件）	歳入について支払確認表に準じた確認表を作成し、複数の職員で進捗状況を確認するよう業務管理の改善を行った。 また、担当職員に異動等があった場合に引継ぎ漏れがないよう、引継ぎ内容を事務室内で共有し、事務職員の共通理解を図った。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月16日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第25号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第30条の2の次に次の1条を加える。

（用地交渉手当）

第30条の3 条例第31条の3に規定する用地交渉手当は、本部又は警察署に勤務する職員に支給する。

2 用地交渉手当の額は、用地交渉業務に従事した日1日につき、1,000円（夜間において用地交渉業務に従事した場合にあつては、1,500円）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 3 年 7 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 空港保安警備業務 1 級
- (2) 空港保安警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 空港保安警備業務 1 級

令和 3 年 10 月 29 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 空港保安警備業務 2 級

令和 3 年 10 月 28 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1）

(3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けた者

(2) 空港保安警備業務 2 級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属している者

4 検定の方法及び内容

(1) 空港保安警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
 - (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 空港保安警備業務 2 級
- ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
 - (エ) 手荷物等検査に関すること。
 - (オ) 空港に関すること。
 - (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 乗客等の接遇に関すること。
 - (イ) 手荷物等検査に関すること。
 - (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
令和 3 年 8 月 16 日（月）から同月 27 日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 提出書類
- ア 空港保安警備業務 1 級
 - (ア) 検定規則において規定する検定申請書（別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。） 1 通
 - (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
 - (オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（3 の(1)の アに該当する場合に限る。） 1 通
 - (カ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（3 の(1)の イに該当する場合に限る。） 1 通
 - イ 空港保安警備業務 2 級
 - (ア) 検定申請書 1 通
 - (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1 通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検定を延期し、又は中止する場合がある。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）